平成２７年（フ）第３３９号
東京都江東区大島６丁目22―３―101
債務者　古谷　福子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０号
東京都足立区千住宮元町12―１―101
債務者　藤原　　守
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４２号
東京都狛江市西野川４丁目24―11―102
債務者　河井　英幸
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４７号
東京都調布市富士見町１丁目２―12―202
債務者　佐野　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１号
東京都板橋区蓮根３丁目15―１―1234
債務者　安　　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２号
東京都江東区南砂３丁目11―６―505
債務者　矢野　美紀
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５３号
東京都板橋区新河岸２丁目10―12―403
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５８号
東京都足立区梅田６丁目５－７　東屋第一ビル201
債務者　沓澤　理菜（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５９号
東京都練馬区石神井台３丁目12―15　ピュアシティ大泉学園Ⅱ102
債務者　鹿兒山隼人
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６０号
東京都板橋区三園１丁目44―26―103
債務者　差波　洋徳
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６号
神奈川県川崎市高津区上作延462　市営住宅３―501
債務者　宮下　隆一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７号
東京都江戸川区南小岩５丁目20―20
債務者　吉間　　惇
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７５号
東京都世田谷区喜多見６丁目１―11―103
債務者　林本　広士
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７７号
東京都北区豊島１丁目８－５―202
債務者　中　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８号
東京都板橋区熊野町14―２―504
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部